

# Pragma Letter

プラグマレター

最新情報をお届けします

2024年  
10月

いつもプラグマレターを読んでいただき、ありがとうございます。  
10月のカレンダー、トピックスをご案内いたします。

## 給与・社会保険

### ◆労働保険料第2期分の納付

10月31日 期限 ※口座振替利用の場合11月14日納付

### ◆2024年9月分より

### ◎算定基礎届に基づく社会保険料 (標準報酬月額)の改定

○社会保険料を翌月給与から天引きしている会社は10月支給  
給与から改定

○改定した保険料での納付は10月納付分から

### ◆2024年10月より最低賃金が改定されます

主な地域別最低賃金(1時間当たり給)は以下の通りです。

( )内は、2023年の金額です。

●東京 1,163円(1,113円) ●神奈川 1,162円(1,112円)

●埼玉 1,078円(1,028円) ●千葉 1,076円(1,026円)

### ◆2024年10月上旬から10月下旬にかけて、 協会けんぽより、被扶養者状況リストが 送付される予定です。

(協会けんぽ加入で被扶養者がいる方のみ)

○リスト提出期限: 2024年11月29日

## 法律改正によりパート・アルバイトの 社会保険の加入条件が変わります。

### 対象となる企業

2016年10月~

従業員数501人以上  
の企業

2022年10月~

従業員数101人以上  
の企業

2024年10月~

従業員数51人以上  
の企業

従業員数は以下のA+Bの合計「現在の厚生年金保険の適用対象者」

A  
フルタイムの  
従業員数

+

B  
週労働時間がフルタイムの  
3/4以上の従業員数  
※従業員には、パート・アルバイトを含みます。

## 会計・税務

|              |   |
|--------------|---|
| 10/10<br>(木) | 9月分の源泉所得税・住民税の特別徴収税額の<br>納付期限                               |
| 10/31<br>(木) | 8月決算法人の確定申告の期限<br><法人税・消費税(地方消費税含む)・法人事業税・<br>法人事業所税・法人住民税> |
|              | 2月決算法人の中間申告の期限<br><法人税・消費税(地方消費税含む)・法人事業税・<br>法人住民税>(半期分)   |

※申告や納期限が土・日・祝日にあたるときは、その翌日が期限となります

※ご注意ください  
このスケジュールやトピックスは給与・社会保険、会計・税務全般  
の内容となります。それぞれのお客様には該当しない部分もござい  
ますので、予めご了承ください。

## 加入対象者

下の全てにチェックが入った  
パート・アルバイトの方です。

- check 週の所定労働時間が20時間以上
- check 所定内賃金が月額8.8万円以上※
- check 2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- check 学生ではない

※基本給及び随手当を指します。ただし、通勤手当・残業代・賞与等は含みません。

## [ 労務情報 ] ROUMU INFORMATION

# 従業員の人材育成に 「人材開発支援助成金」が活用できます 「人材育成支援コース」のご案内

### 支給対象訓練

- ①人材育成訓練: 10 時間以上の OFF-JT による訓練
- ②認定実習併用職業訓練: 新卒者等のために実施する OJT と OFF-JT を組み合わせた訓練
- ③有期実習型訓練: 有期契約労働者等の正社員転換等を目的として実施する OJT と OFF-JT を組み合わせた訓練

### 助成率・助成額

事業主に幅広く活用いただいている、代表的なものをご紹介します。

| 支給対象となる訓練 |              | 経費助成率        | 賃金助成額<br>(1人1時間当たり) |
|-----------|--------------|--------------|---------------------|
|           |              | 通常分          | 通常分                 |
| ①人材育成訓練   | 正規雇用<br>労働者  | 45%<br>(30%) | 760円<br>(380円)      |
|           | 有期契約<br>労働者等 | 60%          |                     |
|           | 正社員転換        | 70%          |                     |

※( )内は中小企業事業主以外の助成率・助成額

株式会社プラグマ・社会保険労務士法人プラグマ・中井啓之税理士事務所

一人ひとりにファンがいる会社。  
常によりそう。共によろこぶ。



pragma  
WEB

